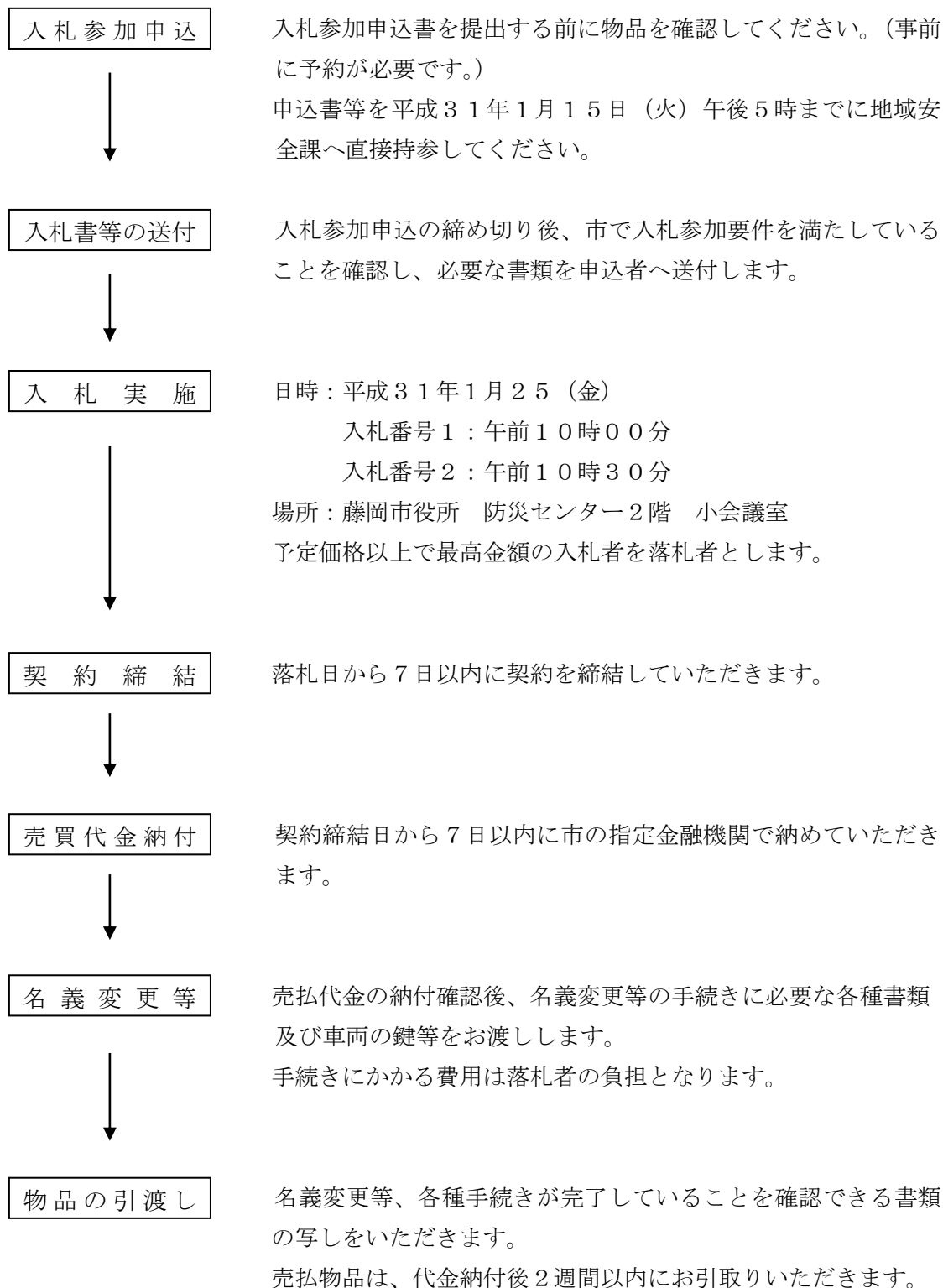


公用車売払いのご案内



藤岡市 総務部 地域安全課

公用車売払い（一般競争入札）のながれ



買受にあたっての注意事項

今回売払いを予定している車両のうち1台は、「藤岡市」名義で車検切れの状態です。保管場所からの輸送手段の確保、名義変更、自動車検査証の交付、自賠責保険及び任意保険の加入等、落札後にかかる全ての費用及び事務手続きは、買受人が負担することとなります。また、両車両には不具合箇所がございますので各仕様書をご確認の上、必ず物品確認を行ってください。

上記の事項をご承知いただき、この案内をよくお読みのうえ、入札に参加してください。

1 売払物品及び予定価格（最低売払価格）

詳細は別紙仕様書のとおり

入札番号	車名・型式	初度登録年月	予定価格 (最低売払価格)
1	日野ポンチョ・BDG-HX6JLAE	平成21年12月	262,500円
2	日野リエッセ・PB-RX6JFAA	平成17年9月	120,000円

※予定価格（最低売払価格）には、消費税及び地方消費税を含んでおりません。また、リサイクル料金（入札番号1：29,280円・入札番号2：25,630円）を別途、市にお支払いいただきます。

※売払物品は「市の不用品」として売払うものです。よって、点検修理等は一切せず、現状のまま売払います。現物をよく確認したうえで入札に参加してください。

2 入札参加資格

入札に参加することができる者は、平成30年1月1日現在で本市の住民基本台帳に登録されている年齢20歳以上の者、又は、本市に本社若しくは営業所等を置く法人で、指定期日までに購入代金を納入し、車両の引き取りができる者です。ただし、次のいずれかに該当する者は参加できません。

- (1) 市税を滞納している者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げられた者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に定める暴力団並びにその暴力団員、同法第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団並びにその暴力団員。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第14

7号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員。

- (5) 地方自治法238条の3第1項に規定される公有財産に関する事務に従事する藤岡市職員。

○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)抜粋

(一般競争入札の参加者の資格)

第百六十七条の四 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者
- 2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
 - 一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

3 売払条件

- (1) 落札日から7日以内に本市と契約を締結してください。
- (2) 契約締結日から7日以内に売払代金の全額を支払ってください。本市が発行する納入通知書により、指定金融機関に納入してください。
- (3) 売払物品の引渡しは、買受人による代金の支払いを市が確認した後に行います。
- (4) 売払物品は、現状渡しとします。
- (5) 売払物件についての道路運送車両法による名義変更及び移動等の諸手続は、買受人が代金納付後、2週間以内に行うこととし、かかる費用は全て買受人が負担してく

ださい。

- (6) 物品に表示されている「乗合バス」や「旧運行業者を示す文字やマーク」等は、買受人の負担で消去してください。また、消去後は速やかに写真を地域安全課へ提出してください。

4 案内の配付方法

- (1) 期間 平成30年12月14日(金)～平成31年1月15日(火)
土日祝日を除く午前9時～午後5時まで
- (2) 場所 藤岡市中栗須327
藤岡市役所 防災センター 総務部地域安全課交通防犯係
電話：0274-40-2245
- (3) 方法 (2)の場所で希望者に無料で配布します。同じものをホームページからもダウンロードできます。

5 売払物品公開の期間及び場所

- (1) 期間 4の(1)と同じ
- (2) 場所 4の(2)と同じ
- (3) 方法 地域安全課で直接申し込むか、電話にて希望日時をご連絡ください。確認日時の決定後、物品公開場所へ行ってください。現地で職員が案内しますので、物品を確認してください。無断での立ち入りはご遠慮ください。

6 入札参加申込書(以下「申込書」という)の提出方法

- (1) 期間 4の(1)と同じ
- (2) 場所 4の(2)と同じ
- (3) 方法 提出場所へ直接持参してください。郵送、電子メール及びFAX等による提出は受け付けられません。

なお、期限までに申込書を提出しない方、又は競争入札参加資格がないと認められた方は、この競争入札に参加することができません。

(4) 申込書の添付書類

入札参加申込書には、次の書類を添付してください。

ア 個人が申し込む場合

- ・住民票の写し
- ・藤岡市の市税に未納税額のないことの証明書
※転入者で本市への納税義務が発生していない場合は、転入前の市税等に未納税額のないことの証明書

イ 法人が申し込む場合

- ・所在証明書
- ・藤岡市の市税(特別徴収分を含む)に未納税額のないことの証明書

7 入札の日時及び場所

(1) 日時

平成31年1月25日(金)

※入札開始時刻までに入札会場に入室しない方は、入札に参加できません。

入札 番号	車名・型式	入札受付及び開始予定時刻
1	日野ポンチョ・BDG-HX6JLAE	受付：午前9時50分 入札：午前10時
2	日野リエッセ・PB-RX6JFAA	受付：午前10時20分 入札：午前10時30分

(2) 場所

藤岡市中栗須327

藤岡市役所 防災センター2階 小会議室

(3) 入札方法

入札書の直接持参によるものとし、郵送、電子メール及びFAX等による入札は認めません。

(4) 入札の回数

予定価格(最低売払価格)を入札前に公表するため、入札の回数は原則1回とします。

(5) 入札保証金 免除

(6) 契約保証金 免除

8 入札当日の持参品等

入札当日は、下記の書類等を持参し、入札会場に来場してください。

(1) 一般競争入札参加資格承認書

(2) 委任状(代理人が入札に参加する場合)

法人で代表権のない方が入札に参加する場合、又は個人でやむを得ない事由により代理の方が入札に参加される場合は、委任者の委任状を持参してください。なお、委任状は市が定めた様式を使用してください。

(3) 入札書及び封筒

(4) 印鑑(入札参加申込書、入札書に使用しているもの)

※(1)～(3)の書類等は、入札参加申込書提出後に市から送付します。

9 入札の注意事項

(1) 藤岡市指定の書式以外の書面による入札は無効となります。

- (2) 入札書に必要な事項を記載し、記名押印のうえ、所定の封筒に入れて入札執行者に提出してください。
- (3) 入札金額には、消費税及び地方消費税、並びにリサイクル料金を含みません。
契約額は、落札者が入札書に記載した金額（入札金額）に、消費税及び地方消費税（入札金額の8%）と、リサイクル料金（入札番号1：29, 280円・入札番号2：25, 630円）を加算した金額となります。
- (4) 入札金額は、入札書に右詰めで算用数字により表示し、金額の頭部に「¥」記号を記入してください。
- (5) 理由のいかんにかかわらず、提出した入札書の書替え、引替え又は撤回は認めません。
- (6) 入札当日は説明を行いません。この「公用車売払いのご案内」をよくお読みいただき、不明な点がありましたらあらかじめお問い合わせください。

10 開札及び落札者の決定

(1) 開札

開札は、入札後直ちに入札者の面前で行います。

(2) 落札者の決定

藤岡市契約規則第7条第1項の規定により定めた市の予定価格（最低売払価格）を上回る入札金額のうち、最高の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。

なお、落札者から辞退届が提出された場合は、次に高額の入札者が落札の権利を有します。

11 入札の無効

次に挙げる入札は、無効とします。

- (1) 入札参加資格が無い者のした入札
- (2) 同一事項に対し同時に2以上の入札をした者の入札
- (3) 入札に際し不正のあった者のした入札
- (4) 入札書に必要な事項を記載しなかった者のした入札
- (5) 金額を訂正し又は記名押印を欠いた入札書による入札
※書き損じた場合は、新しい用紙に書き直してください。
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した者の入札

12 契約の締結

落札者は、落札日から7日以内に、藤岡市の指定する売買契約書により契約を締結し

ていただきます。

売払代金は、その全額を、契約締結日から7日以内に、市の指定した納付書により市が指定する金融機関に納付していただきます。

1.3 売払物品の引渡し

売払代金の納付書兼領収書（納付済み）の提示と引き換えに、今後の手続きに必要な書類（譲渡証明書等）及び当該車両の鍵をお渡しします。納付書兼領収書（納付済み）は、コピーを取らせていただきます。

売払物品は、代金納付後2週間以内にお引取りいただきます。引渡し場所は5の（2）物品公開場所です。引き渡しは平日の午前9時～午後5時の間に行います。

名義変更等の手続きが終わりましたら、完了を確認できる書類のコピーを提出していただきます。

1.4 その他の注意事項

売払物品は現状のまま引渡しますので、事前に状態の確認をしておいてください。引渡し後に新たな不良箇所等が発見されても、代金の減額、損害賠償請求及び売買契約の解除をすることはできません。

【お問い合わせ】

〒375-8601

藤岡市中栗須327

藤岡市役所総務部地域安全課交通防犯係

電話：0274-40-2245